

日本ホウ素・ホウ化物研究会 会則

第1章 総則

第1条 本会は、「日本ホウ素・ホウ化物研究会」（英語名：The Society of Boron, Borides and Related Materials of Japan）と称する。

第2条 本研究会の事務局は、会長が指定する場所に置く。必要に応じて、支部を置くことができる。

第3条 本研究会は、ホウ素、ホウ化物およびホウ素を含んだ関連する化合物の科学的な基礎と応用の研究を振興し、その発展を図ることを目的とする。その達成のために、学界、官界および産業界の協同を密にして活動する。

第4条 本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ホウ素、ホウ化物およびホウ素を含んだ関連する化合物の知識の普及および情報の提供
- (2) 研究会、講演会等の開催
- (3) 研究助成および奨励
- (4) 研究業績および本研究会における貢献に対する表彰
- (5) 研究会誌、および本研究会の対象とする学術領域に関する刊行物の発行
- (6) 国際学術交流
- (7) その他

第2章 会員

第5条 本研究会の会員は、正会員、学生会員、賛助会員および名誉会員の4種類とする。

- (1) 正会員は、ホウ素、ホウ化物およびホウ素を含んだ関連する化合物の研究およびその応用に携わる個人とする。
- (2) 学生会員は、ホウ素、ホウ化物およびホウ素を含んだ関連する化合物の研究およびその応用に興味をもつ学生で、正会員の推薦を受けた者とする。
- (3) 賛助会員は、本研究会の主旨に賛同し、その事業を援助する個人および法人とする。
- (4) 名誉会員は、本研究会の目的や事業に関して顕著な貢献をした個人のうち、内規に従い理事会において推挙された者とする。

第6条 会員になることを希望する者は、入会申込書に所定の会費を添えて提出し理事会の承認を受けるものとする。ただし、名誉会員に推挙された者は、本人の承諾をもって会員となる。

第7条 会員は、別途に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。必要のある場合、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。会員がすでに納入した会費は、返還しない。

第8条 会員が脱会しようとするときは、所定の様式により会長に申し出なければならない。ただし、会費が未納の場合には完納する。退会は、理事会がこれを決定する。

第9条 会員の資格の喪失は、会費の滞納および本研究会会員として不適当と判断した場合に、理事会が決定する。

第3章 役員

第10条 本研究会に、正会員および賛助会員（法人の場合はその組織により推薦された者）の中から次の役員を置く。

- (1) 理事（会長1名、副会長3名、理事5名）
- (2) 監事（2名）

第11条 役員は、別途に定める役員選出規定によって選出する。

第12条 会長は、本研究会を代表し、会務を総理し、総会および理事会を招集し、その議長を務める。副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。理事は、会長や副会長を補佐し、研究会の円滑な運営に努める。

第13条 監事は、会務および会計に関する状況を監査し、総会および理事会に出席し、意見を述べることができる。

第14条 本研究会には、若干名の顧問を置くことができる。顧問は、会長およびその他の役員の諮問に応じるとともに、本研究会の運営に関して、必要な助言を行うことができる。

第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。会長は副会長を兼ねることができない。

第4章 総会および理事会

第16条 総会は、すべての正会員および賛助会員（1賛助会員につき代表1名）で組織し、総会規定に基づき開催し、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選任
- (3) 予算および決算
- (4) 事業計画
- (5) 会長が必要と認めた事項

第17条 理事会は、理事および監事で組織し、理事会規定に基づき開催し議決する。

第5章 会計

第18条 本研究会の経費は、別途に定める会費やその他の収入（寄付金など）をもってあてる。

第19条 本研究会の会計業務は、会計担当理事が行う。

第20条 本研究会の会計年度は、1月1日に始まり、当該年12月31日で終わるものとする。

第6章 会則の変更および解散

第21条 本会則は、理事会および総会の議決を経なければ変更できない。

第22条 本研究会の解散およびこれを伴う財産の処分については、理事会および総会の議決による。

第7章 補則

第23条 本会則の執行について必要な事項は、理事会の議決を経て別途に定める。

[付 則]

本規定は平成 24 年 12 月 8 日から施行する。

日本ホウ素・ホウ化物研究会総会および理事会規定

[総 則]

- 第1条 日本ホウ素・ホウ化物研究会（以下ホウ化物研究会と称する）の会議は、総会と理事会の 2 種類とする。総会は通常総会および臨時総会とする。
- 第2条 会議は、会長が召集する。会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の目的、日時および場所を記載した書面をもって、開会日の 7 日以前に通知しなければならない。
- 第3条 すべての会議は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時と場所
 - (2) 総会：会員の現在数と出席した会員数 理事会：理事の現在数と出席した理事の氏名
 - (3) 報告事項
 - (4) 審議事項
 - (5) 連絡事項

[総 会]

- 第4条 総会は、研究会会則に定める事項を議決する。
- 第5条 通常総会は年一回開催する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または理事の 5 分の 1 以上から会議の目的事項を提示して請求があったときに開催する。
- 第6条 総会の議長は会長があたる。
- 第7条 総会は、すべての正会員および賛助会員（1 賛助会員につき代表 1 名）をもって構成する。正会員の 5 分の 1 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 第8条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。
- 第9条 会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理として表決を委任することができる。この場合、前 2 条の規定を適用し、会議に出席したものとみなす。
- 第10条 総会の議事録はホームページなどで公開する。

[理事会]

- 第11条 理事会は、研究会会則に定めた事項を議決する。
- 第12条 理事会は、会長が必要と認めたとき、または副会長および理事の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を提示して請求があったときに開催する。
- 第13条 理事会の招集は、第 2 条の規定による。会長が緊急に理事会を開催する必要を認めたときはこの限りではなく、書面をもって持回り理事会を開催することができる。

第14条 理事会の議長は会長があたる。

第15条 理事会は、副会長、理事、監事をもって構成し、副会長、理事の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第16条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第17条 会議に出席できない理事は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定を適用し、会議に出席したものとみなす。

第18条 名誉会員の選出に関する内規として、理事会は、満65歳以上の研究会会員で、本研究会の発展に多大な貢献をした者を名誉会員に推薦することができる。

第19条 理事会は、満65歳未満の研究会会員で本会の運営に多大な貢献をした者を顧問として推薦することができる。

[会 費]

第21条 年会費は、以下の通りである。

賛助会員 10,000円（1口）、正会員 2,000円、学生会員 1,000円

年会費の改訂は、理事会で決定した後、総会で承認を経て実施される。入会金は不要とする。

[本規定の変更]

第22条 本規定は、理事会および総会の議決を経なければ変更できない。

[付 則]

本規定は平成24年12月8日から施行する。

日本ホウ素・ホウ化物研究会役員選出規定

第1条 本研究会の役員およびその職務と任期は、日本ホウ素・ホウ化物研究会会則第3章に定める通りである。

第2条 本研究会理事および監事は、理事会の推薦を経て、総会で承認する。理事および監事は、両方を兼ねることができない。

第3条 会長1名および副会長3名は理事の互選によって選出する。ただし、会長、副会長のうち、少なくとも1名は産業界から選出するものとする。

第4条 本人の申請の有無に関わりなく、理事会で解任を認めた場合には解任し、新たに当該役員を選出する。その場合の任期は、前任者の残りの期間とする。

[付 則]

本規定は平成24年12月8日から施行する。